

## 第4章 関連計画等の整理

### 4-1 関連計画

計画の策定にあたっては、市の関連計画について整理し、環境保全に関する基本的な考え方や各種の振興方針などとの整合性に配慮しています。

#### 【 第2次浜松市総合計画 】

総合計画は、都市の基本理念や将来像、その都市像を実現するための政策の方向性を示した計画です。本計画と関わる事項としては、農林水産業の産地力の強化、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進が挙げられます。

計画期間	基本構想：平成19年度～平成26年度（8年間） ※平成23年度に改正 都市経営戦略：平成23～26年度（4年間） ※第1次都市経営戦略の期間は平成19～22年度
都市の基本理念	1 民主主義に基づく自治の実践 2 社会関係資本を基盤とした市民協働によるまちづくり 3 将来の飛躍に向けた「ひとつの浜松」の形成 4 都市の成長と環境の保全が両立する持続可能なまちづくり 5 新たな価値や人材を生み出す創造都市の確立
都市の将来像	市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」

#### 【 浜松市農業振興基本計画 】

本市農業行政におけるマスタープランと位置づけ、体系的な施策の展開を図り、総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。農村環境計画は、特に、農地と水の確保、農業と環境の共生に関連しています。

計画期間	平成21年度～平成30年度（10年間）
基本理念（将来像）	みんなで支え 次代につなぐ はままつ農業 ～笑顔あふれ 明日を拓く～
基本方針	1 「人」 担い手の育成・確保 2 「農地」 農地と水の確保 ○ 農業水利施設やほ場整備等の農業生産基盤の整備を推進します ○ 担い手への農地の利用集積（利用権設定）を推進します ○ 優良農地を確保していくため、耕作放棄地の解消を推進します 3 「生産」 豊かな産地の育成 4 「環境」 農業と環境の共生 ○ 環境保全型農業等、環境に配慮した農業の推進を通じ、農業と環境の共生を推進します ○ 持続性の高い農業を展開していくためにエコファーマーの育成を推進します 5 「流通」 食の安全性とブランド化 6 「連携」 農商工の連携 7 「交流」 魅力ある都市と農山村交流

## 【 浜松農業振興地域整備計画 】

農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業振興地域内の農用地利用に関する計画です。本計画の対象である農業農村整備事業は、農業振興地域整備計画に基づいて整備が行われます。

計画期間	平成 21 年度～（概ね 10 年間）
土地利用の 構想	<p>増加する地域の振興上必要となる様々な非農業的土地需要に対して、農業的土地利用との調整を図りつつ優良農地の確保・保全に努め、秩序ある土地利用を図っていく。</p> <p>特に増加している耕作放棄地に対して、農地の流動化による担い手への集積や、特定法人への貸付、市民農園利用、放牧利用、農業振興関連施設のための農業用地としての活用など農地の状況に応じた施策の展開により、その解消を図るものとする。</p> <p>また、集団的に保全されている優良農地は、農業生産基盤整備や農地の流動化を促進しながら一層の生産性の向上に努める。一方、中小規模の農地においても無秩序な開発を抑制しつつ、意欲的に農業に取り組む農業者の意向等を踏まえながら限りある資源としての効率的な利用を推進する。</p>

## 【 浜松市森林・林業ビジョン 】

中長期的な視点に立った森林と林業のあるべき姿（将来像）や森林経営・管理の方向などを明らかにした計画です。本計画と関連する項目は、林業と他の産業との連携による新たな取り組み、里山林や竹林、海岸防風林の経営管理、鳥獣害防止が挙げられます。

計画期間	平成 19 年度～平成 26 年度
理 念	価値ある森林の共創
目 標	<p>【森林】 持続可能な森林経営・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「育てる林業」から「売る林業」への進化</li> </ul> <p>【市域】 森林でつながる循環型社会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林を生かす新たな取り組みの展開</li> <li>・ 森林産業の創出</li> <li>・ 多様な主体の参加</li> </ul> <p>【市民】 森林とふれあう市民の快適生活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民一人ひとりの森林経営・管理への参加</li> </ul>

## 【 浜松市環境基本計画 】

環境基本条例に基づいて、国や県の環境基本計画や浜松市総合計画などの上位計画を始めとする各種計画と連携を図り、本市における環境行政を、総合的かつ計画的に推進するための計画です。本計画は、農業農村整備事業における環境計画として位置づけられ、特に循環型社会の創造、自然との共生に関連しています。

計画期間	平成 20 年度～平成 26 年度
基本目標	水と緑と光が響きあう環境共生都市 ～次世代に、豊かな暮らしを継承するために～
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 循環型社会を創造する</li> <li>2 健全で豊かな生活環境を保全する</li> <li>3 自然と共生する都市を築く</li> </ol> <p>(1)森林・農地の公益的機能の増進 (2)河川・湖沼・海岸の環境保全</p> <p>(3)生物多様性の維持 (4)水と緑に親しむ空間の創造</p> <p>(5)景観の保全と創造 (6)歴史的・文化的遺産の保全と活用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 市民とともに実践する</li> <li>5 地球環境の保全に向け行動する</li> </ol>

## 【 天竜川・浜名湖環境共生計画 】

浜松市環境基本計画に対する自然環境分野の個別計画として、天竜川、浜名湖の豊かな自然環境を次代へ継承していくために、その保全を図るとともに、賢明に利用していくことにより、価値を見いだして持続可能な発展を目指すための計画です。本計画と関連する項目としては、特に、環境資源の次代への継承、環境資源の価値の向上が挙げられます。

計画期間	平成 19 年度～平成 26 年度
目 標	「環境資源の価値創造」を通じて「持続可能な発展」「賢明な利用」の実現を図り、浜松市のまちづくりや社会づくりを支えていく
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境学習や情報発信により、環境資源への関心と理解を高めます</li> <li>2 自然の荒廃を防ぎ、また再生や創出を行うことにより、環境資源を将来世代へ継承します</li> <li>3 地域の特性を活かした製品・サービスの充実や産業の振興により、環境資源の価値を高めます</li> </ol>

## 【 浜松市バイオマス利活用推進計画 】

環境との共生をめざす都市としてバイオマスの利活用を計画的に推進していくため、各種バイオマスの現状及び課題を整理するとともに、利活用推進に向けた道筋を整理した計画です。本計画と関連する項目としては、基本方針に一次産業の活性化促進がうたわれていること、剪定枝、農業残さ、家畜糞尿の利活用が位置づけられていることが挙げられます。

計画期間	平成 19 年度～平成 26 年度
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一次産業の活性化を促進する</li> <li>2 マテリアル利用を優先する</li> <li>3 利用しやすいものから利用する</li> <li>4 地産地消を原則とする</li> <li>5 事業性を重視し、持続可能な事業を進める</li> <li>6 新技術の研究を進める</li> <li>7 環境施策の一環として補助制度を検討する</li> <li>8 市民・NPO・企業のネットワーク化を進める</li> <li>9 環境教育や食育を進める</li> </ol>
利活用モデル	<p>【木質バイオマスの利活用（間伐材、木くず、建設廃材）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木質バイオマスの新規利用</li> </ul> <p>【剪定枝の利活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堆肥化し有機農業へ利用する</li> </ul> <p>【食品残さ（生ゴミ、農業残さ）の利活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飼料化・肥料化を促進</li> <li>○ 地産地消の推進</li> <li>○ 食品残さの利用を通し、食育を推進する</li> </ul> <p>【家畜ふん尿の堆肥化促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堆肥化を促進し有機農法に活用する</li> <li>○ 技術情報や地域のニーズを把握する</li> <li>○ エネルギー利用について</li> </ul> <p>【バイオ燃料の利活用（廃食用油、資源作物）】</p>

## 【 浜松市地球温暖化対策地域推進計画 】

本市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進め、短期的には京都議定書目標の達成、中長期的には低炭素社会の実現に地域から貢献していくことを目指した計画です。本計画と関連する項目は、太陽光や風力、バイオマスなどの豊富な新エネルギーの有効活用が挙げられます。

計画期間	平成 21 年度～平成 26 年度
目 標	<p>【長期目標】 2050 年度における温室効果ガス排出量を、2005 年度比で半減させます。更には今世紀中にゼロカーボン市の実現を目指します</p> <p>【短期目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス 1990 年度を基準にして 2014 年度までに 6 %削減します</li> <li>・二酸化炭素 市民一人当たりの二酸化炭素排出量を、1990 年度を基準にして、2014 年度までに 7 %削減します</li> </ul>
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 政令指定都市として率先行動する</li> <li>2 本市で生活し事業を行うすべての人々と連携して取組を推進する</li> <li>3 市民の誰もが積極的に温暖化防止活動に参加できる機会を増やす</li> <li>4 豊かな自然エネルギーやみどりなどを利用できる地域特性を活かした施策を推進する</li> </ol>
リーディングプロジェクト	<p>【プロジェクト 7】新エネルギー王国建国プロジェクト</p> <p>太陽光発電など新エネルギーの普及を目的としています。関連する計画としては「浜松市バイオマスタウン構想」（2009 年 2 月公表）があります。バイオマスタウン構想に基づくバイオマスの利活用推進と、国内有数の日射量を地球温暖化対策として活かして行くための太陽光発電の普及を 2 本の柱とし、推進します。</p>

## 【 国土利用計画浜松市計画 】

土地基本法における「土地についての公共の福祉の優先」等の基本理念を踏まえ、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、本市における土地の利用に関する基本的事項について定めるものです。本計画に関連する項目としては、主に農用地の土地利用に関する項目が挙げられます。

計画期間	平成 22 年度～平成 29 年度
基本構想	<p>○農用地</p> <p>浜松市は、総農家数が全国 1 位であり、みかん・ガーベラ・セルリー等の産出額も全国一を誇る全国有数の「農業都市」です。農用地は、農業経営や食料供給の安定を図るうえで重要な資源であるとともに、緑地空間としての景観形成、生活環境や自然環境の保全、防災等の多面的な機能に重要な役割を果たすものです。そのため、農業生産基盤の整備による優良農地の確保、担い手の育成・確保等を図る中での農用地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地発生防止と解消を図ります。また、農地と宅地の混在化の進行等に対処するため、保全すべき農地の明確化と計画的な土地利用により、都市的土地利用との調和を図ります。グリーン・ツーリズムや農作業の体験等により、農用地を都市部住民と地域住民等の交流の場として多面的に活用します。</p>

## 【 浜松市都市計画マスタープラン 】

少子高齢化の進展、来るべき人口減少や地球温暖化に対応して総合的・一体的なまちづくりを進めて行くため、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。本計画と関連する項目は、土地利用に関する項目が挙げられます。

計画期間	平成 22 年度～平成 42 年度
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境と共生した持続可能な都市の実現</li> <li>○都市活力の持続と向上</li> <li>○地域特性を活かしたまちづくりと相互連携の強化</li> <li>○市民生活の質の向上</li> <li>○市民の参加・協働によるまちづくりの推進</li> </ul>
将来都市像	<p>多彩に耀き、持続的に発展する都市</p> <p>～みんなが幸せになれるまち・はままつ～</p>
土地利用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市と自然が共生できる土地利用の誘導</li> <li>豊かな自然の保全に加え、身近な緑地・農地を保全し、無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制して環境負荷の少ない集約的かつ効率的な土地利用を誘導することにより、市民の暮らしに潤いをもたらすとともに低炭素都市づくりに向けた土地利用を展開します。</li> <li>○市民の豊かな暮らしと都市活力を支える土地利用の展開</li> <li>全国有数の産出額を誇る「農業都市」をけん引する生産性の高い優良農地を積極的に保全します。</li> </ul>

## 【 浜松市景観形成基本計画 】

浜松市景観条例第 6 条に基づき、浜松市の景観形成に関する取組みの体系や基本的な方向性を示した計画です。本計画に関連する項目としては、自然景観の保全、地域の暮らしの景観の保全・育成が挙げられます。

計画期間	平成 20 年度～
目 標	水と緑とまち並みを はままつの心で織りなす 景観づくり
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 はままつの顔となる 魅力的な市街地景観を形成する</li> <li>2 恵まれた自然景観を保全し 地域の魅力として活用する</li> <li>3 地域の生活文化や歴史を反映した 暮らしの景観を保全・育成する</li> <li>4 多様な地域景観を 美しく織り上げ 一体感を演出する</li> <li>5 はままつの誇りをもって 市民・事業者・行政が協働で景観づくりを推進する</li> </ol>

## 【 浜松市緑の基本計画 】

緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める計画です。本計画と関連する項目は、市街化調整区域農地が骨格となるみどりとして保全・育成の対象となっていることや、農地周辺の樹林地、里山環境が、保全、整備の対象となっていることが挙げられます。

計画期間	平成 22 年度～平成 31 年度
目 標	「みどり生活」を愉しむまち・浜松
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生物の生存基盤の保全・整備 生存基盤であるみどりを保全・整備し、みどりのネットワークを形成します</li> <li>■ 地域・産業・経済の振興 みどりによって環境関連産業の振興や経済の発展を促進します</li> <li>■ 浜松の文化・個性の形成 みどりによって個性的で魅力あふれるまち浜松を育成します</li> <li>■ 環境市民の支援・育成 みどりを活かした豊かな暮らしを創造します</li> </ul>
実現のため 施策の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ハード主体の施策               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 骨格となるみどりの保全・育成</li> <li>2 都市部のみどりの創出・活用</li> <li>3 浜松固有のみどりと文化の継承</li> <li>4 産業・経済の活性化につながるみどり</li> </ol> </li> <li>■ ソフト主体の施策               <ol style="list-style-type: none"> <li>5 市民・事業者との協働による取組の推進</li> <li>6 各種制度の活用・充実</li> <li>7 情報の収集と活用・発信の強化</li> <li>8 環境教育・啓発活動の推進</li> <li>9 生物多様性の保全</li> </ol> </li> </ul>

## 【 浜松市文化振興ビジョン 】

文化に関わる本市の目指すべき都市像を明示するとともに、文化振興のための全体的な施策のあり方を整理し、今後の文化振興の指針とする計画です。

計画期間	平成 21 年度～平成 30 年度（10 年間）
基本的な 考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人と人をつなぐ文化</li> <li>2 都市の魅力・活力となる文化</li> <li>3 生活の潤いとなる文化</li> </ol>
都市の イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 目指す都市のイメージ 市民が主体となって文化を創造し発展させていく都市 文化の持続的な循環が行われる都市</li> </ul>
基本目標と 施策の方向性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 創造都市・浜松の実現</li> <li>2 文化の多様性が活力となる都市・浜松</li> <li>3 音楽の都・浜松</li> </ol>



## 【 浜松市中山間地域振興計画 】

今後の浜松市における中山間地域振興の指針となるようその施策について整理した計画です。

計画期間	平成 22 年度～平成 26 年度
基本目標	「幸せを実感する山里暮らしの実現」 1 中山間地域の市民が「この地域に生まれ、育ち、住んでよかった。」「これからも住み続けたい。」と実感できる地域を目指します。 2 都市部の市民が「行ってみたい。」「住んでみたい。」と思える魅力的な地域を目指します。
重点方針	1 地域の担い手をつくる（新しい地域の仕組みづくり） 2 安全安心な生活を守る（生活基盤の整備） 3 地場産業を活かして地域を潤す（地場産業、地域資源の活用） 4 地域の魅力を売り込む（活性化への挑戦）

## 【 浜松市鳥獣被害防止計画 】

浜松市における野生鳥獣による農林産物の被害の軽減や市民生活に対する被害の回避及び野生鳥獣との共生を図ることを目的とし、総合的な被害防止活動を推進するための計画です。

計画期間	平成 22 年度～平成 24 年度
基本的な方針	対象鳥獣：イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカ 被害の軽減目標：被害面積、金額とも現状の 2 割減 今後の主な取組方針：1 捕獲及び防除の推進、2 被害防止対策の担い手の育成、3 被害防止対策の情報の提供及び収集、4 被害状況の把握、5 捕獲獣の資源活用

## 4-2 関連事業計画

本市の農業農村整備事業は、今後以下の事業が予定されています。

表 4-1 関連事業計画一覧表

事業の種類	事業の概要	受益面積(ha)	区名	実施予定年度
県営かんがい排水事業(三方原)	用水施設整備 4,405ha	4,405.0	北、西	H27～H30
基幹水利施設ストックマネジメント事業(須部機場)	水管理施設1式 用水路工 33,000m	2,427.0	北	H17～H24
基幹水利施設ストックマネジメント事業(浜名)	用水路 1,800m	947.0	浜北	H19～H23
基幹水利施設ストックマネジメント事業(秋葉)	水管理施設一式 幹線用水路一式	4,405.0	北、天竜	H20～H23
基幹水利施設ストックマネジメント事業(花川用水)	用水路工 1,689m	474.0	西	H20～H23
基幹水利施設ストックマネジメント事業(篠原用水)	用水路工 1,132m	246.0	西	H20～H23
農山漁村活性化対策整備交付金(只木)	畑かん 6ha、排水路 980m 区画整理 8.4ha 等	31.0	北	H20～H24
農山漁村活性化対策整備交付金(平山)	畑かん 7.4ha、排水路 700m 区画整理 3.0ha 等	28.0	北	H20～H24
農山漁村活性化対策整備交付金(本坂)	畑かん 16.4ha、排水路 600m 区画整理 2.5ha 等	28.0	北	H20～H24
農山漁村活性化対策整備交付金(三ヶ日東)	畑かん 1.7ha、排水路 200m等	166.0	北	H21～H25
農山漁村活性化対策整備交付金(大福寺)	畑かん 1.2ha、排水路 450m 区画整理 1.2ha 等	46.0	北	H21～H25
農山漁村活性化対策整備交付金(長根)	畑かん 1.8ha 区画整理 1.5ha 等	25.0	北	H21～H25

(つづき)

事業の種類	事業の概要	受益面積(ha)	区名	実施予定年度
農山漁村活性化対策整備交付金(日比沢)	畑かん 6.6ha、排水路 502m 区画整理 2.4ha 等	31.0	北	H21～H25
農山漁村活性化対策整備交付金(中ノ町第三)	用排水路改修 L=1,200m	12.6	北	H24～H27
湛水防除事業(九領川排水機場)	排水機場 1 箇所	63.0	西	H26～H30
湛水防除事業(田尻)	排水機場 1 基、樋門1基	50.0	南	H25～H28
湛水防除事業(境川)	排水機場 1 基	81.0	西	H27～H29
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (浜名西部)	用水路工 1,000m	947.0	浜北、東	H24～H27
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (下飯田用水路)	用水路補修工 1,418m	420.0	東、南	H23～H26
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (天竜川右岸下流用水路)	用水路補修工 924m	220.0	東、南	H24～H27
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (天竜川右岸下流2期)	用水路補修工 2,849m	220.0	東、南	H28～H32
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (浜松西部)	排水機場2箇所	520.0	西	H25～H28
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (三方原中央)	水管理施設1式 調整池工1箇所	5,225.0	北	H23～H26
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (芳川)	水管理施設1式 水路改修1式	4,863.0	南	H25～H28
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (新橋)	水管理施設1式 水路改修1式	171.0	南	H26～H28
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (中川北)	排水機場 2 箇所	148.0	北	H22～H25
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (浜名湖東部)	排水機場 4 箇所	131.0	西	H24～H28
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (浜松市北部排水機場)	排水機場 4 箇所	400.0	北	H26～H29
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (庄内用水)	用水路工 1,534m	966.0	西	H24～H27
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (庄内用水2期)	用水路工 1,000m	966.0	西	H28～H30
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (雄踏用水)	用水路工 1,000m	276.0	西	H25～H27
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (都田川ダム)	管理設備 1 式	222.0	北	H24～H25
団体営集落基盤整備事業(水利施設保全型) (浜松市西南部)	用排水路改修 L=16,599m	493.9	南	H24～H28
経営体育成基盤整備事業(一般型)(中川)	暗渠 20ha、用水路工 3,000m	100.0	北	H26～H30
ため池等整備事業(用排水施設整備)(村櫛)	排水路 1,266m、排水機場 2 基	36.0	西	H22～H26
団体営ため池等整備事業(用排水施設整備) (安間川)	樋門 3 箇所	15.0	東	H24～H25
ため池等整備事業(農業用河川工作物応急対 策事業)(岡本堰)	頭首工 1 式	7.0	北	H24～H26
地すべり対策事業(背山2期)	水排除工 2,400m	59.7	北	H23～H28
地すべり対策事業(引佐北部)	排水路 2,960m	102.0	北	H19～H25
地すべり対策事業(引佐南部)	排水路 190m	150.0	北	H23～H28
地すべり対策事業(巻山2期)	水排除工 1,500m	24.4	天竜	H25～H29
地すべり対策事業(和泉2期)	水排除工 1,000m	26.2	天竜	H24～H28
中山間地域総合整備事業(一般型)(天竜)	用排水路 1,015m、 農道 3,310m、活性化施設等	30.2	天竜	H17～H23
中山間地域総合整備事業(一般型)(春野)	農道 1,850m、農地開発 3ha 集落排水処理施設 880m 等	39.1	天竜	H19～H24